

坂の上ガーデン幸 運営規程  
【指定地域密着型特定施設入居者生活介護】

(事業の目的)

第1条 医療法人社団心が開設する坂の上ガーデン幸（以下「事業所」）という。）の適正な運営を確保するために必要な人員、及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の従業員（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護従事者」という。）が要介護状態の利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、要介護状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行う。

2 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減または、悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業の実施に当たっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保険医療サービスおよび福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(施設の名称・入居定員・居室数)

第3条 事業を行う施設の名称並びに入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 名称 坂の上ガーデン幸
- (2) 所在地 浜松市中央区幸四丁目 36 番 1 号
- (3) 施設の入居定員は 29 名、居室数は 29 室

(職員の員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及びサービス内容は次のとおりとする。職員は専ら当該事業に従事するものとする。ただし、サービス提供上支障のないときには併設事業所等の要介護者等に対するサービス提供を行うことができることとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、従業員及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定地域密着型特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1 名

生活相談員は、利用者、家族からの相談に応じ、社会生活に必要な支援を行う

(3) 看護職員 3名

看護職員は、常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のため適切な措置を行う

(4) 介護職員 12名

介護職員は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う

(5) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または、維持を行う。

(6) 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(7) 事務職員 2名

必要な事務を行う

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護内容及び利用料等)

第5条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき行われる入浴（標準的な入浴回数週2回）、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話とする。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告知上の額とし指定地域密着型特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち、利用者の負担割合に応じた額とする。

3 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用（費用の額については重要事項説明書に記載のとおり）を利用者から受け取ることができるものとする。

4 利用者は、介護保険新規申請、区分変更し先行利用した際には、利用開始日に遡って費用の支払いを行う。また、要支援、自立の認定が出た場合には外部サービスを利用する。また、家賃、共益費、管理費、食費、電気代等の費用も一般の入居者同様に支払うものとする。

(1) 利用者の選定による提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前二号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

5 事業者は利用料の支払いを受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明し、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

(介護居室または、一時介護居室に移る場合の条件および手続き)

第6条 介護居室はなくすべて一般居室での介護(状況により一般居室の移動をお願いする場合もある。)

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申し込み者またはその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

2 入居申込者または入居者が入院治療を要する者であること等入居申込者または入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院または診療所の紹介その他適切な措置を講ずる。

3 入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護に連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業所や保健医療、福祉サービス提供者との連携に努める。

4 生活指導員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う

- (1) 施設利用規約を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (2) 共有の施設、設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(運営推進会議)

第8条 施設は、概ね2ヶ月に1度運営推進会議を開催する。運営推進会議では、施設動向状況を報告し、運営推進会議委員から評価を受けるとともに必要な要望や助言を聴く

2 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、浜松市の職員又は地域包括支援センターの職員、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に知見を有する者等とする。

(身体拘束)

第9条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。身体拘束が必要な場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し定期的に評価を行うものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適性化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のため対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(高齢者の虐待防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項を行うものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備を行う。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行う。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は、あらかじめ定めた協力医療機関に連絡をとり、適切な対応を行う。また、主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は法人、市町村、当該利用者家族、に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 事業所は、事業の提供に係る利用者および家族の苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは該当市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、該当指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、該当指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第 14 条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業者における感染症の予防および、まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむ 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防および、まん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防および、まん延の防止のための研修および、訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 15 条 利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じる。

(1) 虐待の未然防止

(2) 虐待の早期発見

(3) 虐待への迅速かつ適切な対応

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

(5) 虐待防止のための指針

(6) 虐待に防止のための従業員に対する研修

(7) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報保護)

第 16 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を退職時における誓約書の内容に含むものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、全ての指定地域密着型特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

採用時研修 採用後から 1 か月以内

継続研修 年 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の他に、運営に関する重要事項は医療法人社団心と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。